

多可町特別職報酬等審議会（第1回）会議次第

日時 令和6年10月8日（火）

午後7時00分～

場所 多可町役場 特別会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員紹介

- ・特別職報酬等審議会名簿（P 1）

5 会長選出

- ・多可町特別職報酬等審議会条例（P 2）

6 諮 問

- ・常勤の特別職の給料並びに議会の議員の報酬の額についての諮問書（P 3）

7 協 議

(1) 常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について

- ・町村議会の議員報酬の適正化の促進に関する要望について（P 6）
- ・過去の多可町特別職報酬等審議会意見報告書（P 8）
- ・多可町の財政状況（P 21）
- ・常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額（P 25）
- ・県内町との比較表（P 26）
- ・類似団体との比較表（P 27）
- ・北播磨管内との比較表（P 28）
- ・令和6年人事院勧告・報告の概要（P 29）

(2) その他

8 閉 会

資 料

令和 6 年度第 1 回多可町特別職報酬等審議会

令和 6 年 1 0 月 8 日（火）

午後 7 時～

令和6年度 多可町特別職報酬等審議会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
多可町教育委員会	名 生 陽 彦	
多可町区長会	吉 川 景 敏	
多可町商工会	清 水 賢 彦	会長
多可町商工会	後 藤 泰 樹	事務局長
多可町社会福祉協議会	笹 倉 政 之	会長
多可町シニアクラブ連合会	吉 田 和 志	会長
多可町 P T A 協議会	久 保 麻 依 子	
多可町住民代表	吉 田 聡 美	

(敬称略、順不同)

〈事務局〉

所 属	氏 名	備 考
総務課	藤 本 志 織	
総務課	岡 本 竜 弥	

多可町特別職報酬等審議会条例（平成17年11月1日条例第40号）

最終改正:平成20年9月9日条例第25号

改正内容:平成20年9月9日条例第25号〔平成21年4月1日〕

○多可町特別職報酬等審議会条例		平成17年11月1日条例第40号
改正		
平成19年3月7日条例第1号		
平成20年9月9日条例第25号		
多可町特別職報酬等審議会条例		
(設置)		
第1条 町長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき多可町特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。		
(所掌事項)		
第2条 町長は、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬および給料の額について審議会の意見を聴くものとする。		
(委員)		
第3条 審議会は委員8人をもって組織し、その委員は多可町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度町長が任命する。		
2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。		
(会長)		
第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。		
2 会長は、会務を総括する。		
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。		
(会議)		
第5条 審議会は、会長が招集する。		
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。		
(庶務)		
第6条 審議会の庶務は、総務課において所掌する。		
(委任)		
第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。		
附 則		
この条例は、平成17年11月1日から施行する。		
附 則(平成19年3月7日条例第1号抄)		
(施行期日)		
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。		
附 則(平成20年9月9日条例第25号)		
この条例は、公布の日から施行する。		



多 総 第 1 1 3 3 号
令和 6 年 1 0 月 8 日

多可町特別職報酬等審議会会長 様

多可町長 吉 田 一 四

常勤の特別職の給料並びに議会の議員の報酬の額について（諮問）

多可町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、常勤の特別職の給料並びに議会の議員の報酬の額について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆ 現行の特別職の報酬等

町長、副町長及び教育長の給料額 （月額）	町長	815,000 円
	副町長	654,000 円
	教育長	604,000 円
町議会議員の議員報酬額（月額）	議長	330,000 円
	副議長	240,000 円
	議員	215,000 円

◆ 諮問の要旨

令和5年度に開催した当審議会では、常勤の特別職（町長・副町長・教育長）の給料については、「引き上げることが適当である」との答申を受け、この4月より引き上げを行った一方で、議会議員の報酬額については「据え置くことが適当である」との答申を受け、引き上げを見送ったところです。

しかしながら、近年、町村議会において議員の成り手不足が深刻な課題となっており、この大きな要因の一つとして低額な議員報酬が挙げられています。また全国町村議会議長会では、本年5月に「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議」※別添を決定されました。これを受けて全国町村会においても、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会の実現に向けた取り組みが重要であるとの観点から兵庫県町村会長に対しても議員報酬の適正化に向けた要請があった状況です。

このような中、当町において、来年度には多可町議会議員選挙が開催されることを踏まえて、本年度審議会に諮問するものであります。

議員報酬の適正化に関する決議

町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。

この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬(平均月額約 21.7 万円)が大きな影響を及ぼしていることは明らかである。

町村議会の議員報酬月額の水準は、全国的に見ても、永きにわたり、町村長の給料月額の約30%程度に据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されている。

こうしたことを踏まえ、全国町村議会議長会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」(令和4年2月 研究委託報告書『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き(江藤俊昭大正大学社会共生学部教授)』)等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、国の第33次地方制度調査会の答申(令和4年12月)においても肯定的に捉えられている。

今こそ、我々町村議会は、議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存である。

よって、町村長各位におかれては、我々町村議会の取組に理解をいただいた上で、以下の点についてご留意されるよう、要請する。

記

- 1 議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、議会が導き出した結論(活動内容を踏まえた原価方式等により算定された議員報酬額等)について、十分尊重されたいこと。

- 2 議員報酬の検討に当たって、特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意すること。
- (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
 - (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
 - (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
 - (4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
 - (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。

令和6年5月30日

兵庫県町議会議長会



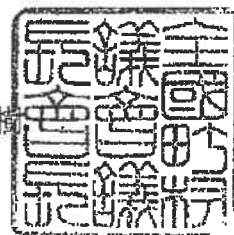
全町村議第 115 号
令和 6 年 5 月 29 日

全国町村会

会 長 吉 田 隆 行 殿

全国町村議会議長会

会 長 渡 部 孝 樹



町村議会の議員報酬の適正化の促進に関するご理解とご協力をお願いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近年、町村議会においては議員のなり手不足が深刻な課題となっています。

この大きな要因の一つには低額な議員報酬が挙げられることから、本会では、政府や国会に対してその改善について従来要請を行っており、去る5月22日には「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議」(別添)を決定しました。

この決議においては、議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていくとともに、①議員報酬については長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること、②議員報酬の改善に伴う議会費の増額が町村の行財政運営に影響を与えることがないように財政措置の充実等の環境整備を図ること、③特別職報酬等審議会の運営等に関する国の通知を見直すことを挙げております。

こうした趣旨を踏まえ、今後、各都道府県町村議会議長会においても、各地域の実情に応じ、各都道府県町村会に対して、議員報酬の適正化に向けた要請を展開させていただくこととしています。

つきましては、町村議会の実情をお汲み取りいただき、貴職の特段のご高配を何卒よろしくお願い申し上げます。

全国町村議会議長会 議事調査部

TEL: 03 (3264) 8183

FAX: 03 (3264) 6204

✉:kikaku.giji@nactva.gr.jp



全行発第35号
令和6年6月6日

都道府県町村会長 各位

全国町村会長
吉田 隆行
(公印省略)

町村議会の議員報酬の適正化の促進に関する要望について

日頃より、本会の諸活動につきまして、種々ご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、近年、町村議会においては議員の成り手不足が深刻な課題となっており、その要因の一つとして低額な議員報酬が言われております。このため、全国町村議会議長会(会長:渡部孝樹 北海道厚真町議会議長)におかれましては、去る5月22日に「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議」(別添1)を決定し、5月29日、本会に対し「町村議会の議員報酬の適正化の促進に関するご理解とご協力をお願いについて」(別添2)により、協力の依頼がありました。

本会といたしましても、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会の実現は重要であると考えており、議員の成り手不足が深刻化していることを強く懸念しております。「行政」と「議会」は、それぞれの立場から議論を尽くすことが重要であり、幅広い住民の意見を反映できるよう、お互いに連携して取り組んでいく必要があると考えております。

つきましては、今後、各都道府県町村議会議長会会長から各々の町村会長宛てに同様の要請が行われるとお聞きしておりますので、皆さまにお知らせいたしますとともに、このような状況をご賢察いただき、各地域の実情に応じてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

- ・ 別添1 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議
- ・ 別添2 町村議会の議員報酬の適正化の促進に関するご理解とご協力をお願いについて

担当：全国町村会行政部

TEL：03-3581-0483

西嶋 h-nishijima@zck.or.jp

前田 t-maeda@zck.or.jp

多可町特別職報酬等審議会意見報告書

このたび常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額の改訂について、本審議会に諮問を受けたので、慎重審議の結果、次のとおり意見を付す。

平成１９年１月２９日

多可町長 戸 田 善 規 様

多可町特別職報酬等審議会

会 長 吉 田 俊 男

記

審議会の意見

町長、助役、収入役、教育長の給料並びに議会議員の報酬の額の改訂について、次のとおり答申する。

職 名	現 行	答 申	
		改 訂 額	実 施 時 期
町 長	８１０,０００円	据 置	
助 役	６５０,０００円	据 置	
収入役	６００,０００円	据 置	
教育長	６００,０００円	据 置	
議 長	３１０,０００円	３３０,０００円	平成１９年４月１日
副議長	２２０,０００円	２４０,０００円	平成１９年４月１日
議 員	１９５,０００円	２１５,０００円	平成１９年４月１日

本町の常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額は、兵庫県下１２町の中で、人口や財政規模に比較して通常より低額に抑えられているといえるものの、社会情勢や一般職員の給与の引き下げ等近年の動向からして、この時期に特別職の給料や議会議員の報酬の引き上げは、適当とは言えない。

しかしながら、議会議員の報酬については、県下でも極端に低い状況にあり、財政規模等を勘案しても改訂が必要と考える。

なお、常勤の特別職は、合併時に旧３町のうち最も低い基準に準じた経緯を考慮し、今回は据え置くものとする。

附帯意見

平成17年11月1日合併協議の中で、特別職の報酬についても協議がなされ、現行の報酬額に決定をみたところであり、それをもって、新町の発足をみえてきた。合併して日数も経過をみていない中での報酬の引き上げ改定は、いかななものかといった意見や、職員給与は、人事院勧告においても引き下げの勧告がなされここ数年はダウン傾向にあること、また、合併時に職員の給与の見直しや、等級の見直しにより大幅な給与の減額、さらには、公務員給与体系の改革による大幅な引き下げなど、今公務員に対する待遇はきわめて厳しいものになっている中での報酬引き上げは理解が得られないこと等、全委員の意見は改訂に消極的な発言ばかりであった。

しかしながら、議員の報酬については、県下でもっとも低位に置かれていることや、合併によりその守備範囲が拡大したことなどを勘案すれば、現行の19万5千円は、考慮すべきであるという意見があり。せめて、20万円の大台とともに、県下の最低よりも若干上位にあげるべきであろうという意見が大半を占めた。

反面、議会出席や議員活動に関する日数を考えれば、世間一般の常識を越えた日当額になること、また、常勤でないにもかかわらず期末手当（ボーナス）が年間4.4ヶ月支給されていることなどを考慮すれば、単価的に低くないと思われること、等引き上げに難色を示す声も多々あった。

最終的には、県下で最低の報酬という要因により今回は引き上げるも、議員の資質向上や、議員としての自覚をして議会活動を積極的に行っていただくよう強く要請することで答申することに決定した。

多可町特別職報酬等審議会意見報告書

このたび常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額の改定について、本審議会に諮問を受けたので、慎重審議の結果、次のとおり意見を付す。

平成 21 年 9 月 18 日

多可町長 戸 田 善 規 様

多可町特別職報酬等審議会

会 長 山 口 嘉 郎

記

町長、副町長、教育長の給料並びに議会議員の報酬の額の改定について、次のとおり答申する。

職 名	現 行	答 申	
		改 定 額	実 施 時 期
町 長	810,000円	807,000円	平成21年12月1日
副町長	650,000円	648,000円	平成21年12月1日
教育長	600,000円	598,000円	平成21年12月1日
議 長	330,000円	据 置	
副議長	240,000円	据 置	
議 員	215,000円	据 置	

本町の常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額は、兵庫県下12町の中で、人口や財政規模に比較して通常より低額に抑えられていると考えるが、現下の経済社会情勢は極めて悪化しており、加えて一般職員における今年の人事院勧告では、期末勤勉手当の引き下げとともに、給料は平均0.2%の引き下げ、幹部層においては0.3%の引き下げと厳しい状況となっている。

この時期に特別職の給料や議会議員の報酬の引き上げは、適当ではない。

据え置くか、引き下げかであるが、常勤の特別職の給料については、合併時に旧3町のうち最も低い基準に準じた経緯を考慮し前回は据え置かれたが、現在の社会情勢を考えると、民間の実情を踏まえた人事院勧告に基づくことが妥当であり、0.3%程度の引き下げ改定が必要であると考えます。

しかし、議会議員の報酬については、県下でも極端に低い状況の中、財政規模を勘案して引き上げられた前回の経緯と、今回議員定数が１８人から１４人に減員され、実質の減額となることを考慮し、今回は据え置くものとする。

令和3年8月10日

多可町長 吉田 一四 様

多可町特別職報酬等審議会
会長 副田 龍次

常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について（答申）

令和3年6月22日付け、多総第387号にて本審議会に対し諮問された多可町常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について、審議の結果、以下のとおり答申する。

答 申

多可町常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額については、次のとおり現行の額を据え置くことが適当である。

職名	給料月額	区分	報酬月額
町 長	807,000 円	議 長	330,000 円
副町長	648,000 円	副議長	240,000 円
教育長	598,000 円	議 員	215,000 円

審議経過等

1. はじめに

令和3年6月22日に町長から本審議会に対し、多可町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、これまでの審議会の経緯や現在の社会経済情勢等を総合的に判断し、その額及び実施の時期について本審議会へ意見を求められたものである。

なお、本審議会は合併後、平成18年度と21年度に開催され、その後開催されておらず、12年ぶりの開催となった。

【開催状況】

開催日：令和3年6月22日（火） 19:30～ 多可町役場特別会議室
内 容：諮問、資料説明、質疑応答、審議

開催日：令和3年7月12日（月） 19:00～ 多可町役場特別会議室
内 容：追加資料説明、質疑応答、審議、答申案協議

【検討に用いた資料】

- ① 平成19年1月29日 多可町特別職報酬等審議会意見報告書
- ② 平成21年9月18日 多可町特別職報酬等審議会意見報告書
- ③ 多可町の財政状況（令和元年度）
- ④ 経常収支比率の対前年度比較
- ⑤ 実質公債費比率の対前年度比較
- ⑥ 将来負担比率の対前年度比較
- ⑦ 常勤の特別職の給料及び議会の議員報酬
- ⑧ 県内町との比較表
- ⑨ 類似団体との比較表（令和元年度）
- ⑩ 議会の議員活動内容、日数、町長の職務遂行日数
- ⑪ 兵庫県内市町の平均課税対象所得
- ⑫ 兵庫県内町の平均課税対象所得（12町比較）

2. 審議経過

今回の審議については、これまでの審議会開催経過を踏まえたうえで、昨年度の人事院勧告の内容、本町の財政状況、住民感情等を考慮しつつ、また兵庫県内の町、全国の類似団体における常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額等を参考にし、さまざまな角度から、各委員がそれぞれ町民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

3. 常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について

常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額については、過去2回の多可町特別職報酬等審議会により審議がされた。

平成18年度の審議会では、「社会情勢や一般職員の給与の引き下げ等近年の動向からして、常勤の特別職の給料や議会の議員報酬の引き上げは、適当とは言えない。しかしながら、議会の議員報酬については、県下でも極端に低い状況にあり、財政規模等を勘案しても改定が必要と考える」との答申がされ、議会の議員報酬の引き上げが行われた。

平成21年度の審議会では、「常勤の特別職の給料については、民間の実情を踏まえた人事院勧告に基づくことが妥当であり、0.3%程度の引き下げ改定が必要であると考え。しかし、議会の議員報酬については、前回の経緯と、議員定数が18人から14人に減員され、実質の減額となることを考慮し、今回は据え置く」との答申がされ、常勤の特別職の給料の引き下げが行われた。

前回の審議会が開催された当時は、リーマン・ショックの影響で社会経済情勢が低迷していたが、その後は徐々に回復に転じ、民間の状況を踏まえた人事院勧告においても平成26年度以降は引き上げ勧告が続いてきた。しかし、令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染症が検知され、感染拡大防止対策が講じられたことで社会経済情勢は激変し、住民生活に多大な影響を与えてきました。また、昨年度の人事院勧告では、民間給与実態調査の実情を踏まえボーナスが引き下げとなった。今年度はさらに感染拡大の影響が本格化し、月給やボーナスの引き下げが予想される。

平成22年度以降、常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について据え置きがされている。県下11町との比較においては常勤の特別職、議会議員とも平均よりも下回っており、全国の類似団体との比較では、特に議員報酬は平均よりも低い状況である。議員のなり手不足が問題視されるなか、若い世代の人や女性たちが、議会議員を魅力あるものとして捉えられるように報酬の引き上げがされるべきであるとは考える。

しかしながら本町の財政状況はおおむね健全な状況であり好転に向かってはいるものの、人口減少や少子高齢化のなかにあって今後は厳しい状況が予想されること、また生涯学習センター（仮称）の建設、中学校の統合・建設など大型事業による起債の増加が見込まれること、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う住民感情及び新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされたこと等を総合的に判断し、全会一致で、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり意見・要望等があったことを付言する。

- ・ 12年もの間、審議会が開催されなかったことは、適切であったとは言えない。今後は、少なくとも町長、議会議員選挙に合わせて4年に1回は審議会を開催するのが望ましい。新型コロナウイルス感染症の状況、また本町の財政状況を見ながら、次は2年後の開催を検討してはどうか。
- ・ 特に議員報酬額が類似団体との比較において低水準にあるが、民間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること、昨年度の人事院勧告が期末手当の引き下げであったことなどを総合的に勘案すれば、現時点で引き上げをすることに、住民から理解を得ることは難しい。
- ・ 昨年5月の臨時会で、町長ら特別職3人の給与の10%を半年分カット、また議会議員の6月分報酬を50%カットする条例改正案が可決されたことは評価するが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける民間の状況を考えると給与、報酬アップに対して住民の理解を得ることは難しい。新型コロナウイルス感染症が住民生活に与えた影響を無視することはできない。
- ・ 財政は健全化に向け取り組んでいるとは言えるものの、決して安心はできないので引き続き事務事業の見直しや行政改革、慎重な財政運営が必要である。今後の多可町にとって真に生涯学習センター（仮称）が必要か、また中学校の統合・建設が必要であるかどうか、議会とともに町の英断を望む。財政の健全化に向けてしっかり取り組んでいただきたい。
- ・ 人口減少のスピードに驚きと不安を覚える。まもなく多可町誕生後16年を迎えるが、これまで町が取り組んできたことを振り返りながら、今後の多可町のまちづくりに何が必要か、少子高齢化、若者の定着にどう向き合い取り組んでいくのか、しっかりと旗振りをしていただきたい。

- ・議員の議会出席や議会活動に関する日数を考えれば、世間一般の常識を越える日当額になること、また常勤でないにも関わらず期末手当が年間4.4ヵ月支給されていることなどを考慮すれば、引き下げをしてもよいのではないかな。
- ・議会議員の仕事、活動内容がなかなか見えにくい。また個人によっても活動の内容、日数も違う。今後も議員の資質向上や、議員としての自覚をもって議会活動を積極的に行っていただきたい。
- ・新型コロナウイルス感染症への対策、新型コロナウイルスワクチン接種の推進について、引き続き万全の体制で臨んでほしい。

【多可町特別職報酬等審議会 委員名簿】

(敬称略、順不同)

所 属	氏 名	備 考
多可町区長会	副 田 龍 次	会長
多可町教育委員会	安 藤 和 志	
多可町農業委員会	門 脇 和 志	
多可町商工会	清 水 賢 彦	
多可町婦人会	下 山 清 美	
北はりま森林組合	中 道 忠 憲	
多可町社会福祉協議会	山 口 達 也	
多可町PTA協議会	吉 川 大 介	

令和5年10月20日

多可町長 吉田一四 様

多可町特別職報酬等審議会

会長 清水 賢彦

多可町常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について（答申）

令和5年7月6日付多総第542号で本審議会に対し諮問された多可町常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額については、審議の結果、次のとおり答申します。

本答申は、慎重に審議を重ねた結果であり、貴職におかれては、これを十分に尊重されるよう求めます。

答 申

1 常勤の特別職（町長、副町長及び教育長）並びに議会の議員の給料等の額

常勤の特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額については、平成22年1月以降引き下げられたままとなっている額を3町合併時の額に戻し、その額から町長で5,000円、副町長、教育長は4,000円を増額することが適当である。また、実施時期については、令和6年4月1日からとする。

議会の議員の報酬の額については、現行額に据え置くことが適当と考える。

2 審議会開催状況

第1回審議会 令和5年7月6日（木）

第2回審議会 令和5年9月28日（木）

3 審議経過及び内容

令和5年7月6日、多可町常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について諮問を受け、2回の審議会を開催した。

審議にあたり、各種資料に基づき、兵庫県内の各町や産業構造が類似した町（類似団体）の報酬等の状況、社会経済情勢や町の財政状況等を比較するとともに、多可町議会が本年度開催した議会改革意見交換会等における住民の意見や、多可町議会9月定例会において、議員発議で議員定数を14から12に削減する条例案が否決されたこと等も考慮し、町民各層の代表としての自覚と責任のもとに、公平、不偏の立場で広範な視点から慎重に審議した。

(1) 今後、多可町生涯学習まちづくりプラザ、統合中学校、ゴミ処理施設建設等の大型事業が続く、より厳しい財政運営が求められることになるものの、現在の多可町の財政指標は、兵庫県内の市町と比較して特に問題はなく、毎年数値は改善している。

(2) 常勤の特別職（町長、副町長、教育長）の給料は、平成21年度に開催した多可町特別職報酬等審議会の答申を受け、平成22年1月1日から給料を引き下げた後、現在まで据え置きのみである。そのため平成17年の3町合併以降一度も給料の引き上げを行っていない。常勤の特別職の給料の額は、兵庫県内の12町中7位で、平均金額を下回っており、決して高い給料月額とはいえない。一方で、社会情勢は、物価高や人材獲得競争に伴い、民間の賃上げが鮮明で、最低賃金も年々上がっている状況である。

このように、常勤の特別職の給料については、平成17年3町合併以降18年間にわたって増額改定をしていないこと、兵庫県内各町との均衡や社会情勢等を総合的に考慮して引き上げることが適当であると考え。その額

については、平成22年1月より引き下げた額を元に戻した上で、町長5,000円、副町長・教育長は4,000円を引き上げる。

(常勤の特別職の給与の額)

職 名	H17. 11. 1～	H22. 1. 1～	R6. 4. 1～
町 長	810,000円	807,000円 (△3,000円)	815,000円 (+8,000円)
副町長	650,000円	648,000円 (△2,000円)	654,000円 (+6,000円)
教育長	600,000円	598,000円 (△2,000円)	604,000円 (+6,000円)

- (3) 議会の議員の報酬額については、県内町及び類似団体と比較して、極めて低いことから、平成18年度の多可町特別職報酬等審議会の答申を受け、平成19年4月1日から引き上げを行っている。それでも、県内の町で12町中10位、類似団体との比較でも、副議長は33町中27位、議員は29位と依然低い状況にあることは承知している。若い世代や女性層が、この報酬額では議員を魅力あるものとして捉えられない一因であることも理解できる。ただ、魅力あるものとして捉えられない理由は報酬だけではない。議会改革意見交換会実施報告書にある、住民からの厳しい意見もその要因の一つと考える。

議会が行った住民アンケートで、約47%が「議員定数を減らすべき」と回答したこと、また町民の税負担軽減にもつながるとして、令和5年9月26日の多可町議会9月定例会で、議員定数を現在の14名から12名に減らす条例案の議員発議がなされたが否決となった。議員定数が減った場合には、議員報酬を兵庫県内の町平均まで引き上げても、現状の財政負担と大差はないという意見もあった。今回の否決は、住民アンケートの結果に反する結果とも考えられ、報酬だけを引き上げることは住民の理解を得ることは難しいと考える。以上のことから、報酬額は据え置きとする。

(議会の議員の報酬額)

職 名	H17. 11. 1～	H19. 4. 1～	R6. 4. 1～
議 長	310,000円	330,000円 (+20,000円)	据置
副議長	220,000円	240,000円 (+20,000円)	据置
議 員	195,000円	215,000円 (+20,000円)	据置

4 附帯意見

今回、特別職の給料の額については引き上げることとし、議会の議員の報酬の額については据え置くことが適当であるとの結論に至った。一方で、熱心に活動されている議員のために、政務活動費の導入について検討するよう

提案する。導入の有無、金額、実施時期等については議会に委ねるが、多可町議会議員のより一層の資質向上のためにも早期の導入について検討を求める。

今後、多可町特別職報酬等審議会は、2年に1回は開催することとし、次回は改選後の令和8年度に開催する。ただし、多可町議会改革、社会情勢等の変化があった場合は必要に応じて開催する。

5 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり意見・要望等があったことを付言する。

- ・急速な人口減少が進む中、多可町においても、もっと企業誘致に力を入れ若者の働く場所を作り、人口流出を防ぎ、移住者の増加を図るとともに、税収入の財源確保に努めていただきたい。

- ・議会議員の仕事、活動内容がなかなか見えにくい。また個人によっても活動の内容、日数も違う。今後も議員の資質向上や、議員としての自覚をもって議会活動を積極的に行っていただきたい。

- ・議会改革意見交換会実施報告書にもあるように、議員には、もっと住民と交流を行って意見を吸い上げ、議員自身の主張のみではなく、住民の声を議会に反映していただきたい。

【多可町特別職報酬等審議会 委員名簿】

(敬称略、順不同)

所 属	氏 名	備 考
多可町区長会	清水 賢彦	会長
多可町教育委員会	安藤 和志	
多可町農会長会	藤本 憲一	
多可町商工会	後藤 泰樹	
多可町社会福祉協議会	笹倉 政之	
北はりま森林組合	中道 忠憲	
多可町老人クラブ連合会	草別 義雄	
多可町PTA協議会	高田 潤二郎	

各種財政指標の推移

【財政力指数】

	多可町
H27	0.33
H28	0.33
H29	0.33
H30	0.33
R1	0.33
R2	0.33
R3	0.33
R4	0.34
R5	0.34

【経常収支比率】

	多可町	
	経常収支比率	減税補てん債等を除く比率
H27	92.0	97.2
H28	94.1	98.3
H29	95.7	100.1
H30	91.3	95.4
R1	91.4	94.6
R2	91.4	94.5
R3	86.9	90.5
R4	91.8	92.7
R5	90.2	90.6

○健全化判断比率

【実質赤字比率】

早期健全化基準 13.97
財政再生基準 20.00

	多可町
H27	—
H28	—
H29	—
H30	—
R1	—
R2	—
R3	—
R4	—
R5	—

【連結実質赤字比率】

早期健全化基準 18.97
財政再生基準 30.00

	多可町
H27	—
H28	—
H29	—
H30	—
R1	—
R2	—
R3	—
R4	—
R5	—

【実質公債費比率】

早期健全化基準 25.0
財政再生基準 35.0

	多可町
H27	15.3
H28	16.5
H29	16.8
H30	17.2
R1	15.5
R2	12.9
R3	11.6
R4	12.1
R5	11.9

【将来負担比率】

早期健全化基準 350.0

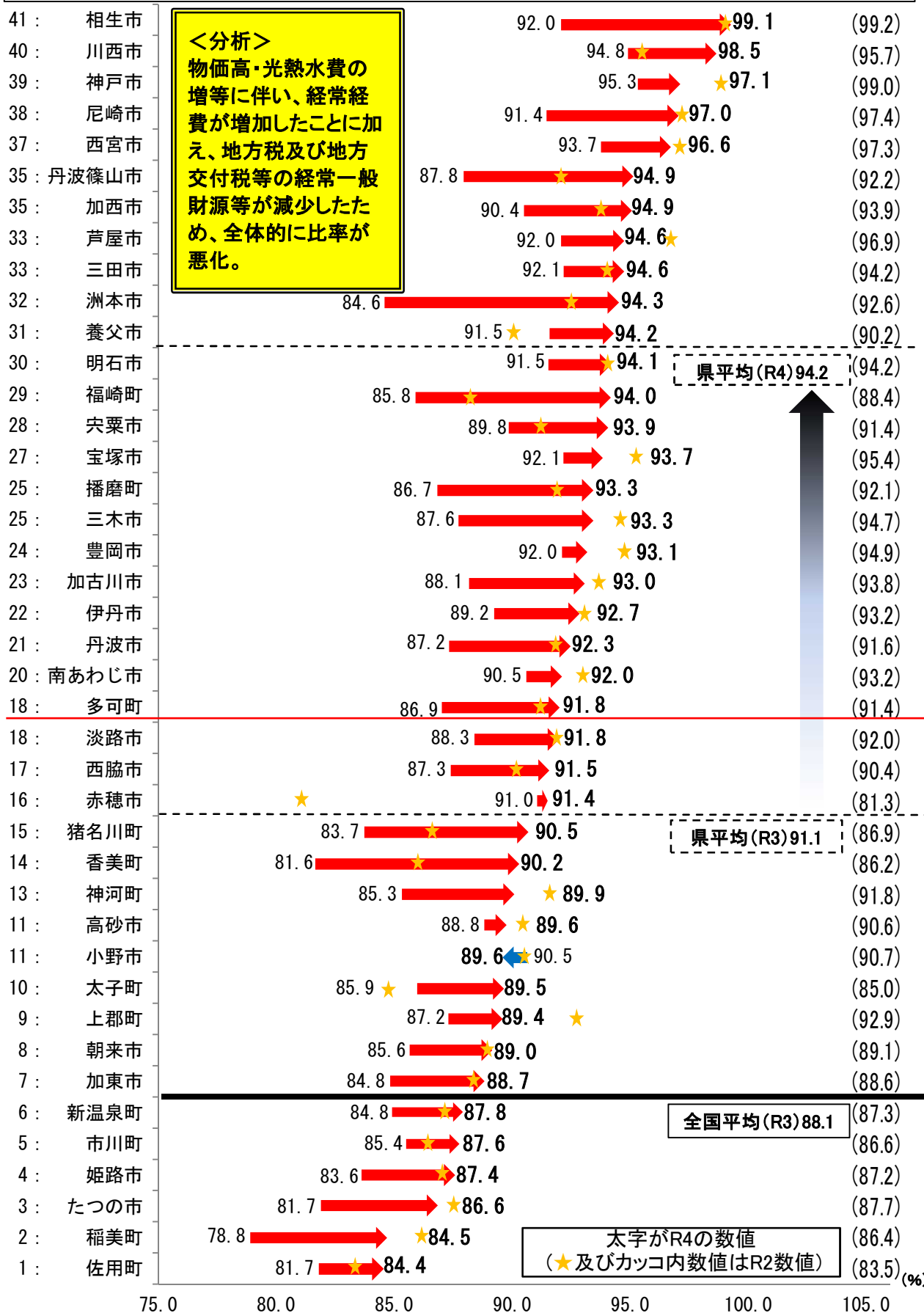
	多可町
H27	29.1
H28	29.9
H29	37.6
H30	43.0
R1	30.5
R2	22.1
R3	—
R4	—
R5	—

経常収支比率の対前年度比較

- 前年度から比率が増加したのは40団体、比率が減少したのは1団体。
 ■最も増加したのは、市では洲本市(+9.7)、町では香美町(+8.6)。
 ■減少は、小野市(▲0.9)のみ

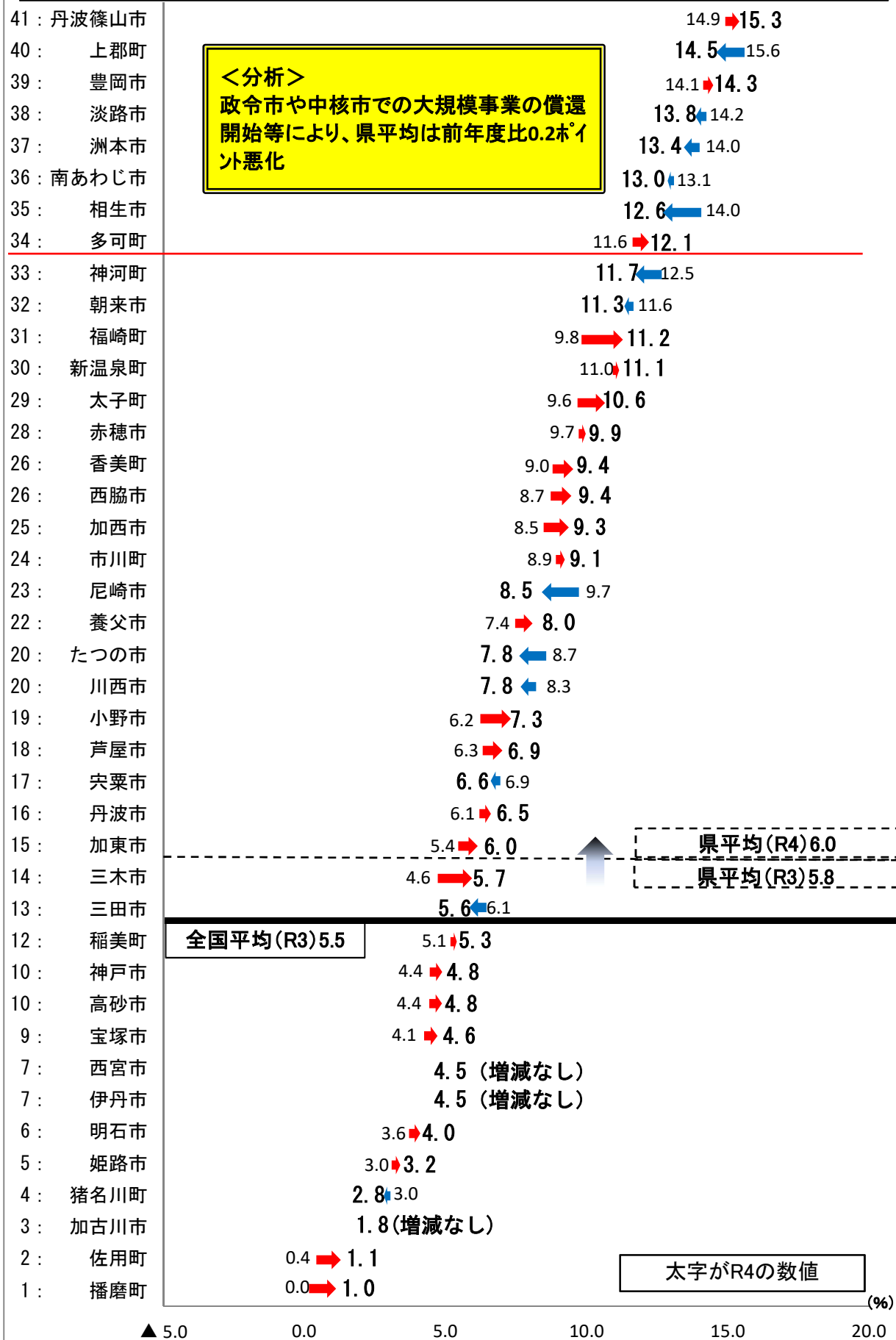
<分析>

物価高・光熱水費の増等に伴い、経常経費が増加したことに加え、地方税及び地方交付税等の経常一般財源等が減少したため、全体的に比率が悪化。



実質公債費比率の対前年度比較

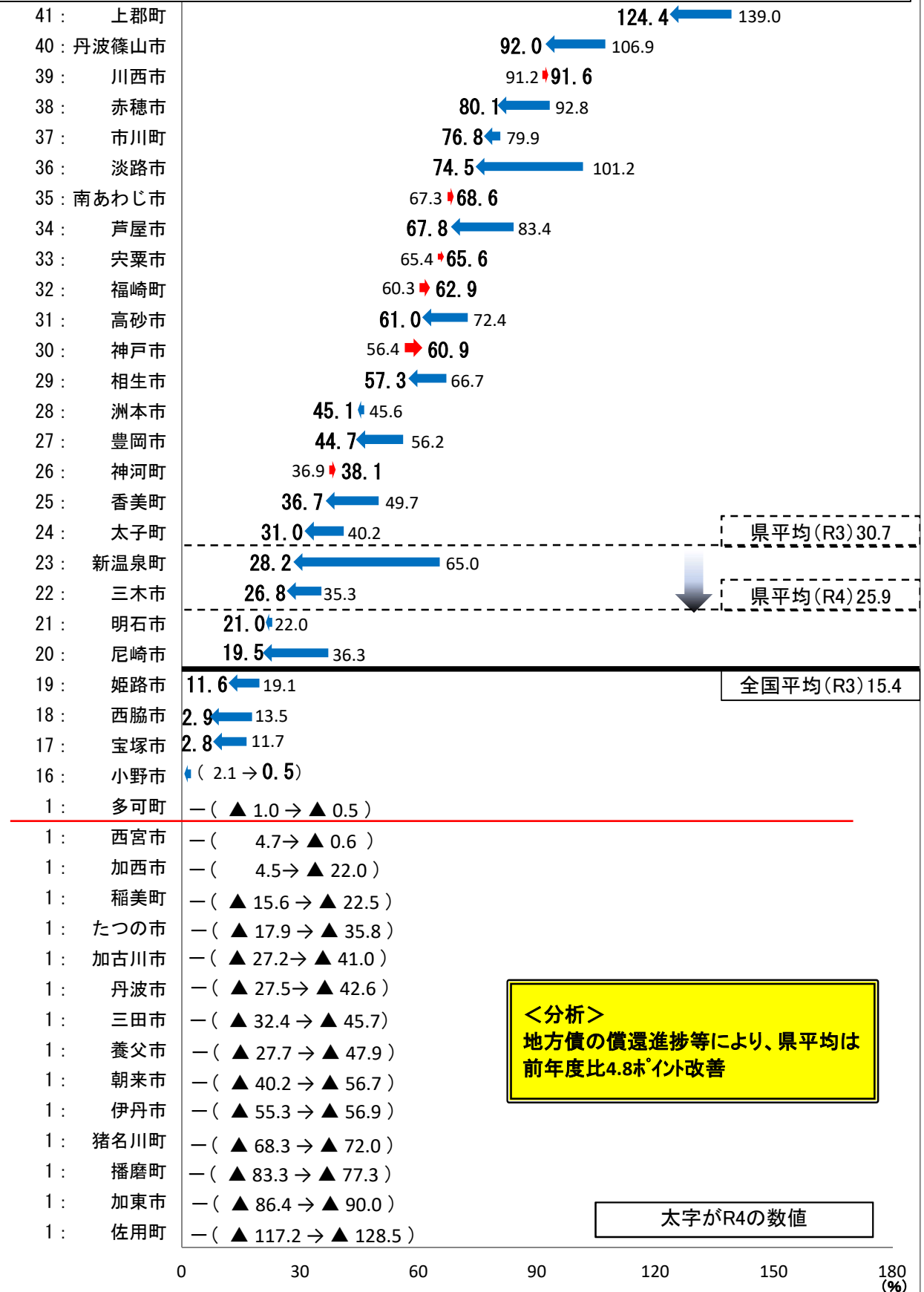
- 前年度から比率が増加したのは25団体、比率が減少したのは13団体、3団体が増減なし。
 ■ 最も増加したのは、市では三木市、小野市(+1.1)、町では福崎町(+1.4)。
 ■ 最も減少したのは、市では相生市(▲1.4)、町では上郡町(▲1.1)。



将来負担比率の対前年度比較

【資料6】

- 前年度から比率が増加したのは8団体、比率が減少したのは33団体。
- 最も増加したのは、市では神戸市(+4.5)、町では福崎町(+2.6)。
- 最も減少したのは、市では淡路市(▲26.7)、町では新温泉町(▲36.8)。



常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額

1 常勤の特別職の給料

職 名	H 17.11.1～	H 22.1.1～	R6.4.1～現行
町 長	810,000 円	807,000 円 (△3,000 円)	815,000 円 (+8,000 円)
副町長	650,000 円	648,000 円 (△2,000 円)	654,000 円 (+6,000 円)
教育長	600,000 円	598,000 円 (△2,000 円)	604,000 円 (+6,000 円)

2 議会の議員報酬

区 分	H 17.11.1～	H 19.4.1～現行
議 長	310,000 円	330,000 円 (+20,000 円)
副議長	220,000 円	240,000 円 (+20,000 円)
議 員	195,000 円	215,000 円 (+20,000 円)

※議員定数の削減

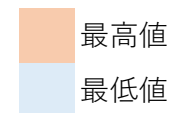
平成 20 年 12 月に多可町議会議員定数条例が改正され、議会の議員定数が
18 人から 14 人になった。(平成 21 年 11 月選挙～)

県内町との比較表

No.	町名	人口（人） (R5.7.1)	給料月額（円）						報酬月額（円）						標準財政規模		財政力	
			町 長		副町長		教育長		議 長		副議長		議 員		R4決算（千円）		指数	
1	猪名川町	29,296	④	860,000	④	710,000	④	674,000	③	404,000	①	327,000	①	300,000	⑦	7,149,784	⑤	0.59
2	多可町	19,132	⑥	815,000	⑦	654,000	⑦	604,000	⑩	330,000	⑩	240,000	⑩	215,000	⑤	7,221,373	⑨	0.34
3	稲美町	30,599	②	890,000	②	730,000	②	690,000	①	415,000	②	320,000	②	295,000	⑥	7,212,713	②	0.73
4	播磨町	34,780	①	920,000	①	760,000	①	705,000	②	405,000	③	310,000	③	285,000	④	7,271,654	①	0.84
5	市川町	11,004	⑪	747,000	⑨	636,500	⑨	589,000	⑧	335,000	⑧	245,000	⑧	225,000	⑫	3,873,716	⑦	0.37
6	福崎町	18,762	⑤	830,000	⑤	673,000	⑤	620,000	⑥	370,000	⑦	280,000	⑦	255,000	⑨	5,629,816	③	0.69
7	神河町	10,513	⑨	760,000	⑩	620,000	⑪	560,000	⑧	335,000	⑧	245,000	⑧	225,000	⑩	5,337,992	⑧	0.35
8	太子町	33,612	②	890,000	②	730,000	③	675,000	⑤	390,000	⑤	300,000	④	271,000	③	7,622,327	④	0.64
9	上郡町	14,032	⑧	776,000	⑧	638,000	⑧	595,000	④	395,000	④	302,000	④	271,000	⑪	5,091,740	⑥	0.50
10	佐用町	15,277	⑦	811,000	⑥	662,000	⑥	613,000	⑥	370,000	⑥	290,000	⑥	270,000	①	8,466,592	⑩	0.29
11	香美町	15,760	⑩	752,000	⑪	616,000	⑩	564,000	⑪	321,000	⑪	237,000	⑪	214,000	②	8,281,197	⑫	0.23
12	新温泉町	13,234	⑫	736,000	⑫	588,800	⑫	533,600	⑫	320,000	⑫	230,000	⑫	208,000	⑧	6,351,374	⑪	0.24
	最大値	34,780		920,000		760,000		705,000		415,000		327,000		300,000		8,466,592		0.84
	平 均	20,500		815,583		668,192		618,550		365,833		277,167		252,833		6,625,857		0.48
	最小値	10,513		736,000		588,800		533,600		320,000		230,000		208,000		3,873,716		0.23

標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

財政力指数：財政力を示す指数。数値が高いほど、財源に余裕がある。



類似団体との比較表（令和5年度）

市町村分類：Ⅳ－1

No.	県名	町名	人口 (人)	給料月額（円）						報酬月額（円）(R5.7.1)						議員 定数
				町長		副町長		教育長(R3)		議長		副議長		議員		
1	岩手県	金ヶ崎町	15,170	25	744,000	27	590,000	19	553,000	31	283,000	29	229,000	29	212,000	16
2	岩手県	洋野町	15,219	29	720,000	26	591,000	25	540,000	32	273,000	30	229,000	30	211,000	16
3	秋田県	美郷町	17,991	14	796,000	24	595,000	28	534,000	29	288,000	12	264,000	8	255,000	16
4	山形県	河北町	17,468	1	840,000	9	645,000	12	585,000	9	330,000	10	275,000	7	260,000	14
5	山形県	庄内町	19,609	31	704,000	29	579,000	18	557,000	18	317,000	12	264,000	14	240,000	14
6	福島県	会津美里町	18,682	14	796,000	12	640,000	6	599,000	25	299,000	26	242,000	25	221,000	16
7	福島県	矢吹町	17,062	6	829,000	11	641,000	12	585,000	9	330,000	12	264,000	14	240,000	14
8	福島県	三春町	16,353	16	795,000	13	634,000	9	591,000	20	310,000	23	246,000	23	224,000	16
9	福島県	浪江町	15,383	13	798,000	15	630,000	10	587,000	22	302,000	19	256,000	19	235,000	16
10	茨城県	大子町	15,171	21	770,000	20	600,000	23	550,000	5	350,000	1	330,000	1	310,000	13
11	栃木県	芳賀町	15,542	26	740,000	20	600,000	23	550,000	6	340,000	6	280,000	11	250,000	14
12	富山県	上市町	19,139	8	822,000	1	683,000	4	605,000	4	360,000	4	310,000	3	290,000	12
13	石川県	志賀町	18,480	1	840,000	16	625,000	7	595,000	3	369,000	2	317,000	2	299,000	12
14	長野県	辰野町	18,424	4	830,000	3	670,000	25	540,000	17	318,000	20	255,000	20	233,000	14
15	長野県	南箕輪村	15,997	22	762,200	8	647,800	20	552,000	21	308,000	27	241,000	24	221,500	10
16	岐阜県	神戸町	18,471	11	800,000	9	645,000	25	540,000	26	297,000	6	280,000	6	266,000	10
17	岐阜県	揖斐川町	19,229	23	750,000	20	600,000	29	530,000	23	300,000	15	260,000	11	250,000	15
18	岐阜県	御嵩町	17,726	30	708,000	25	594,000	20	552,000	23	300,000	25	245,000	27	220,000	12
19	静岡県	森町	17,314	32	624,600	31	576,000	31	514,000	28	290,000	31	227,000	31	203,000	12
20	三重県	川越町	15,613	1	840,000	7	651,000	16	570,000	15	327,000	15	260,000	22	230,000	12
21	三重県	玉城町	15,089	19	780,000	27	590,000	30	525,000	30	287,000	32	221,000	32	200,000	13
22	京都府	久御山町	15,470	11	800,000	3	670,000	1	625,000	1	381,000	3	315,000	4	284,000	14
23	兵庫県	多可町	19,132	9	815,000	6	654,000	5	604,000	9	330,000	28	240,000	28	215,000	14
24	兵庫県	福崎町	18,762	4	830,000	2	673,000	3	620,000	2	370,000	6	280,000	8	255,000	14
25	鳥取県	八頭町	15,918	10	802,000	13	634,000	8	594,000	12	329,000	22	252,000	17	237,000	14
26	鳥取県	琴浦町	16,243	6	829,000	5	663,000	2	622,000	8	332,000	21	253,000	16	238,000	16
27	広島県	北広島町	17,324	27	730,000	19	602,000	15	571,000	27	293,000	23	246,000	25	221,000	12
28	香川県	まんのう町	17,461	20	774,000	23	598,000	17	564,000	13	328,000	5	299,000	4	284,000	16
29	福岡県	みやこ町	18,548	18	786,000	18	620,000	14	572,000	13	328,000	11	273,000	13	246,000	14
30	熊本県	長洲町	15,491	23	750,000	32	550,000	32	500,000	7	334,000	9	276,000	10	251,000	14
31	宮崎県	国富町	18,564	28	722,000	29	579,000	20	552,000	16	321,000	18	257,000	21	232,000	13
32	鹿児島県	さつま町	18,843	17	788,000	17	622,000	10	587,000	19	316,000	15	260,000	18	236,400	16
		最大値	19,609		840,000		683,000		625,000		381,000		330,000		310,000	16
		平均	17,215		778,588		621,619		567,656		320,000		263,938		242,809	13
		最小値	15,089		624,600		550,000		500,000		273,000		221,000		200,000	10



最高値



最低値

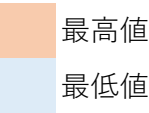
赤字は令和6年4月改定

北播磨管内との比較表（令和5年度）

No.	町名	人口 (人)	給料月額（円）						報酬月額（円）						標準財政規模 (千円)		財政力 指数	
			町 長		副町長		教育長		議 長		副議長		議 員					
1	西脇市	38,393	④	921,000	③	750,000	③	665,000	③	465,000	③	408,000	③	370,000	④	11,852,105	⑤	0.45
2	三木市	74,372	①	980,000	①	830,000	①	710,000	①	554,000	①	478,000	①	423,000	①	19,300,512	②	0.68
3	小野市	47,334	①	980,000	②	794,000	②	695,000	②	528,000	②	449,000	②	409,000	⑤	11,845,543	①	0.70
4	加西市	42,073	⑤	893,000	⑤	714,000	⑤	640,000	④	451,000	④	380,000	④	350,000	③	12,042,910	④	0.63
5	加東市	39,672	③	940,000	③	750,000	④	660,000	⑤	450,000	④	380,000	④	350,000	②	12,544,892	③	0.64
6	多可町	19,766	⑥	815,000	⑥	654,000	⑥	604,000	⑥	330,000	⑥	240,000	⑥	215,000	⑥	7,221,373	⑥	0.34
	最大値	74,372		980,000		830,000		710,000		554,000		478,000		423,000		19,300,512		0.70
	平 均	43,602		921,500		748,667		662,333		463,000		389,167		352,833		12,467,889		0.57
	最小値	19,766		815,000		654,000		604,000		330,000		240,000		215,000		7,221,373		0.34

標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

財政力指数：財政力を示す指数。数値が高いほど、財源に余裕がある。



人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ

多様で有為な人材の確保

職員の成長支援と
組織パフォーマンス向上

Well-beingの実現
に向けた環境整備

給与制度のアップデート – 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 –

【措置内容の例】

- 初任給を大幅引上げ。管理職は職責重視の体系に刷新
- 地域手当を都道府県単位に広域化
- 通勤手当の上限を月15万円に引上げ。新幹線通勤の要件緩和
- 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額

- 一般職試験にも「教養区分」を導入【令和7年目途】
- 総合職試験「教養区分」の年2回実施【令和8年目途】
- CBT(オンライン試験)の段階的導入【令和9年目途】

- キャリア形成支援のための取組をまとめたガイド作成
- 国内外の大学院への派遣を拡充
- キャリア形成を支援する人事管理のための府省共通システムの設計

- 育児時間の取得パターンの多様化、子の看護休暇の対象を小3まで拡大
- 超過勤務縮減に向け、各種アンケートを踏まえた関係各方面への協力依頼
- 勤務間のインターバル確保状況の実態把握・各省ヒアリングなど取組を推進
- 兼業制度の見直しの検討



人事行政諮問会議
中間報告を
踏まえた取組

- ✓ 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- ✓ 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

〔 本年4月分の民間給与を調査して官民比較 〕 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

〔 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較 〕 【令和6年4月実施】

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

【手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施】

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- ✓ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給 初任給・若年層の水準を大幅引上げ
係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
異動保障を3年間に延長

通勤手当等 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- ✓ 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大